

IV 農業経営の部

解説

この部には、農業経営、生産費、経営所得安定対策等の支払実績、認定農業者及び基本構想策定状況に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 農業経営

農林水産省統計部の「農業経営統計調査」のうち、「営農類型別経営統計」を収録した。

これは、農業生産物を販売することを目的とした経営体の農業経営の実態を明らかにするために実施したものである。

(1) 営農類型別経営統計

a 経営体の定義

農業経営体、個人経営体及び法人経営体の定義については、「Ⅱ 農林業経営体の部」の118ページを参照されたい。

b 営農類型区分及び分類基準

営農類型別経営統計における営農類型の区分及び分類基準については、次のとおりである。

営農類型の種類	分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けた農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けた農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入より施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

c 営農類型別経営統計において収支を把握する部門

営農類型別経営統計のうち個人経営体における営農類型の収支を把握する部門区分は、次のとおりである。

営農類型区分	指定部門
畑作経営	かんしょ作 ばれいしょ作 茶作
露地野菜作経営	露地きゅうり作 露地大玉トマト作 露地なす作 露地キャベツ作 露地ほうれんそう作 露地たまねぎ作 露地レタス作 露地はくさい作 露地白ねぎ作 露地だいこん作 露地にんじん作
施設野菜作経営	施設きゅうり作 施設大玉トマト作 施設ミニトマト作 施設なす作
果樹作経営	りんご作 露地温州みかん作 施設温州みかん作 露地ぶどう作 施設ぶどう作 日本なし作 もも作 かき作 うめ作 おうとう作 キウイフルーツ作 すもも作
施設花き作経営	施設ばら作

d 経営形態別経営統計

これは、営農類型別経営統計で取りまとめた営農類型区分の水田作経営からブロイラー養鶏経営までの各営農類型に属する経営体に、その他経営に属する経営体を加えて集計したものである。

主副業別の定義については、「Ⅱ 農林業経営体の部」の119ページを参照されたい。

2 生産費

(1) 農産物生産費

農林水産省統計部の「農業経営統計調査」のうち、「農産物生産費統計」を収録した。

これは、米、小麦等の生産費の実態を明らかにするために実施したものである。

なお、農産物生産費の算出に用いる単位数量は次のとおりである。

品目	単位数量
米	水稻玄米60kg
小麦、はだか麦	玄麦60kg
二条大麦、六条大麦	玄麦50kg
原料用かんしょ、原料用ばれいしょ	100kg
大豆、なたね	60kg
さとうきび、てんさい	1 t
そば	45kg

a 米生産費

年次別・全国農業地域別・都道府県別は、水稻玄米60kg当たり及び水稻作付面積10a当たり生産費をそれぞれ費目別に示したものである。

b 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費

小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の単位数量当たり及び作付面積10a当たりの生産費をそれぞれ費目別に示したものである。

c 原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、大豆、工芸農作物等生産費

原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、大豆、さとうきび、てんさい、なたね及びそばの単位数量当たり及び作付面積10a当たりの生産費をそれぞれ費目別に示したものである。

d 生産費の調査期間

調査期間は、該当作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの1年間としている。

(2) 畜産物生産費

農林水産省統計部の「農業経営統計調査」のうち、「畜産物生産費統計」を収録した。

これは、牛乳、肉用牛、肥育豚の畜産物生産費の実態を明らかにするために実施したものである。

a 牛乳生産費

生乳100kg当たりの生産費を費目別に示したものである。

b 肉用牛生産費

去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛及び子牛の主産物1頭当たりの各生産費を費目別に示したものである。

c 肥育豚生産費

肥育豚1頭当たりの生産費を費目別に示したものである。

d 生産費の調査期間

調査期間は、当年1月から12月までの1年間としている。

3 経営所得安定対策等の支払実績

農林水産省農産局の資料を収録した。

これは、経営所得安定対策等（平成23年産及び24年産は農業者戸別所得補償制度）の各交付金の全国の支払実績を取りまとめたものである。

4 認定農業者数及び基本構想策定状況

農林水産省経営局の資料を収録した。

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を市町村等に提出し認定を受けた者（個人又は法人）と、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人である。

(2) 基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して策定する効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とするものである。